

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

徳島市

2 構造改革特別区域の名称

徳島市情報技術リーダー養成特区

3 構造改革特別区域の範囲

徳島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

徳島市は、徳島県の東部に位置し、紀伊水道に流下する一級河川吉野川とその支流がつくり育てた三角州に発達した都市であり、総面積191.39km²、人口265,340人（平成20年12月1日現在）を有し、徳島県の県都として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報など、さまざまな面において高い集積を誇っている。

本市は、徳島が世界に誇る伝統芸能である阿波おどりをはじめ、四国靈場札所など地域色のある文化遺産や多くの寺社、染料として全国に知られた阿波藍及び伝統芸能としての人形浄瑠璃など有形無形の文化財が存在する。また、市の北部を流れる吉野川の流域に拓けた平野部は、地味肥沃で気候も温暖であるため、古くから農作物の栽培の適地となっている。

一方で、本市の地場産業である木工業は、産地問屋の機能を持つ組立販売業者を中心に、木地業、杅張り業、塗装業などの分業による製造を行い、小規模であってもそれぞれの得意分野をいかしながら連携することで産地全体が一つの企業体のように機能しており、鏡台、家具、仏壇などに代表される木製品の全国有数の産地となっている。本市の木工業の特色である曲面を生かしたデザインや木製品に欠かすことのできない木目や材質の美しさを極限まで引き出す塗装技術は、全国でもトップクラスの技術を有している。

しかし、近年は、長期にわたる景気の低迷、海外製品の国際競争力の向上や価格低下、国際化や情報通信技術の急速な発達など、地場産業を取り巻く環境が大きく変化している。

特に、1990年代から始まったインターネットに代表されるわが国の情報技術（ICT）の急激な進歩により、パソコンや情報携帯端末からインターネットを介して時間や場所を問わず情報のやり取りが容易になったことで、企業の経済活動は劇的に変化している。ICTを利用した情報収集・発信、生産管理、商品開発、商取引などが広く普及し、ICTを利用すれば立地に関係なく少額の資本で全世界の企業などと取引ができるようになったことから、木工業をはじめとする本市の地場産業においても生活にその魅力や技術を取り入れてものづくりを行い、新しい需要を求め自ら発信するために、ICTを利用することが必要となってきている。

また、個人がインターネットなどを利用して様々な情報収集や発信を行い、また電子商取引の利用も一

一般的になるなど、ICTは個人の社会生活においても欠かせない技術となっている。

行政分野においても、ICTの利用によって環境が変化し、国は「いつでも、どこでも、誰もが情報通信ネットワークを利用して社会に参加できる」というユビキタス社会の実現を目指し、平成18年に「u-Japan構想」を策定し、ネットワーク整備やICTの利活用の高度化、利用環境の整備などを進めている。地方自治体においても、住民へのさまざまなサービスの提供や情報の共有化、双方向コミュニケーションの活性化、行政事務の効率化・高度化、地方分権への対応など、新しい時代に沿ったICTの活用に期待が寄せられており、そのためにも情報通信基盤の整備と必要なシステムの整備は不可欠である。

本市では、このような国における取り組みや時代背景から、平成19年に策定した「第4次徳島市総合計画」においては、「高度情報化の推進」という施策を位置づけ、行政情報化の推進に取り組み、情報の共有化とシステムの統合化・ネットワーク化を推進して情報の有効活用を図るとともに、市民が情報を活用する意識や能力を向上させるため、小中学校などでコンピュータ教育の機会を提供するほか、情報化社会に対応した新しい地域の先導者となるべき人材の育成を目指している。

また、本市の将来像である「心おどる水都・とくしま」の実現に向けて特に優先的に取り組むべき項目として定めたリーディングプロジェクトにおいては、「徳島をリードする経営者が育つ環境づくり」及び「徳島とともに歩む企業の集積」を掲げ、各種セミナーの開催による企業の経営基盤の強化やコミュニティビジネスなどの起業に対する支援の充実など、地域をリードする経営者が育つ環境づくりを進めて新たな産業の創出の促進を行うとともに、本市の未来とともに考え、ともに発展する企業を集積するため、平成20年度に「徳島市企業誘致推進プラン」を策定し、コールセンターやコンテンツ産業、LED産業など地域経済に波及効果のある成長性の高い企業の誘致に取り組むなど、地域の活性化を図っているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

今後、地域の活性化を図っていくためには、整備された情報通信基盤を使い、地域や企業が情報をいかに活用していくかが重要であり、その環境づくりとしてユビキタス社会の実現を目指して市民生活に密着した各種情報システムの整備やこれらを推進する行政基盤づくりを行うとともに、高度情報化による環境変化に対応し、情報を効果的に利用できる人材を育成する必要がある。

そのため、この特例措置を活用し、今回の構造改革特別区域計画の特定事業である修了者に対する国家試験の午前試験を免除する講座の開設・実施を行い、受験者の国家試験における負担を軽減し、基本情報技術者試験に合格する学生を増加させることで、本市におけるICT人材を育成する。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在、徳島県における本試験の合格率は、全国平均とほぼ同程度の水準で推移しているが、本特例措置を活用し、基本情報技術者試験受験者の負担を軽減することで、本市からの受験者数を増加させるとともに、合格率の向上を図り、本市における高度なICT技術を持った人材をより多く確保する。それらの人材が活躍し、本市の地域や産業の活性化に貢献することで、将来像である「心おどる水都・とくしま」の実現を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

今回の特例措置の実施により、本市や近隣の市町村から当該特定事業を実施する専門学校への入学を希望する学生が増加するだけでなく、国家試験合格者が増えることで高度なICT技術を持つ数多くの若年

ICT 人材の輩出を可能になり、学生のキャリアアップや将来の就職活動に対する支援が促進される。これらの ICT 人材は、企業や地域のさまざまな場面で活躍することが期待され、こうした人材を確保することにより、地域においては、情報化の推進やコミュニティビジネスなどの新たなビジネスモデルの創出にも繋がると考えられる。

また、産業においては、本市への新たな企業の立地誘導が進むとともに、本市の地場産業においては、インターネットを介した情報の収集・提供や電子商取引の利用環境の整備、CAD や 3 次元コンピュータグラフィックスなどでの製品の開発など、ICT を効果的に利用できる人材を確保することで、企業同士の連携をより深め、それぞれの個性を生かした事業展開が容易になり、市場・販路の拡大、デザイン力・商品開発力の強化、生産技術の高度化に積極的に取り組むことができる。

ICT 人材を活用した取組により地域や産業の活性化が図られ、本市の将来像である「心おどる水都・とくしま」の実現に寄与するような効果が期待される。

8 特定事業の名称

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1144、1146)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

徳島市では、特定事業に関連する事業として、次のような事業を推進している。

(1) 高度情報化の推進

- ・地域情報化推進事業：地域社会における高度情報化施策として、市民への情報提供の利便性向上のため、「徳島市ポータルサイト」の機能充実に取り組んでいる。
- ・電子自治体共通基盤整備など事業：徳島県及び県内全市町村が共同で申請届出などの手続を電子化し、電子申請の共同受付システムの構築を行っている。また、徳島市独自に電子入札や電子申請を構築し、時間・場所の制約を受けることなく申請・届出などの受付を行っている。
- ・統合型地図情報システムの構築：市民に対する各種行政サービスの円滑な履行を図るために、市の各課で作成する地図情報の統合を検討している。

(2) 徳島をリードする経営者が育つ環境づくり

- ・コミュニティビジネス創出支援事業：コミュニティビジネスの創業にあたり、入門セミナーなどを開催し、スタートアップ期の支援を行っている。

(3) 徳島とともに歩む企業の集積

- ・コールセンター等立地促進事業：徳島県と協調し、人材雇用効果の高いコールセンターやデータセンターなどの県外からの誘致に対し優遇措置を図ることで、本市への情報通信関連企業の導入を推進している。
- ・ハイテクランド徳島進出支援金貸付：徳島市が整備した産業団地である「ハイテクランド徳島」へ進出する企業へ、用地取得や施設整備のための奨励措置として、資金の貸付制度を講じている。

別紙

1 特定事業の名称

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1144、1146)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹情報公務員カレッジ
(所在地：徳島市徳島町2-57)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ
(所在地：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者講座（サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）」

※別添資料のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について、経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、これに合格並びに第1部科目合格した者であって、履修計画にある当該講座全体の80%以上出席した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、修了認定に係る試験の会場は、当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

出題内容	
テクノロジ系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
2 コンピュータシステム	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
	入出力インターフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAIDなど
	システムの性能、信頼性、経済性など
3 技術要素	5 ソフトウェア
	オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）
	ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）
	ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）
	言語処理ツール（コンパイラ、リンク、ローダなど）
	CASE、エミュレータ、シミュレータなど
	6 ハードウェア
	基本論理回路、組合せ回路など
	7 ヒューマンインターフェース
	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
8 マルチメディア	8 マルチメディア
	オーサリングツール、JPEG、MPEGなど
9 データベース	9 データベース

		データベースのモデル、DBMS など データ分析、データベースの設計、データの正規化など データ操作、SQL など 排他制御、障害回復、トランザクション管理など データウェアハウス、データマイニングなど
	10 ネットワーク	インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど) LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど) LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など ADSL、FTTH、CATV 回線、インターネットなど
	11 セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4 開発技術	12 システム開発技術 業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など) モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など 構造化プログラミング、コーディングなど テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど 13 ソフトウェア開発管理技術 ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど) SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5 プロジェクトマネジメント	14 プロジェクトマネジメント コスト見積り (ファンクションポイント法など) 日程計画 (アローダイアグラムなど) 進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6 サービスマネジメント	15 サービスマネジメント ICTIL (サービスサポート、サービスデリバリなど) コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラテジ系	7 システム戦略	17 システム戦略 業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
	8 経営戦略	19 経営戦略マネジメント 経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など) マーケティング理論、マーケティング手法など 経営管理システム (CRM、SCM、ERP など) 21 ビジネスインダストリ ビジネスシステム (POS システム、EOS など) エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など) e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)
	9 企業と法務	22 企業活動 経営組織 (事業部制組織、CIO など) ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など) 経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など) OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など) 会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど) 23 法務 知的財産権 (著作権、産業財産権など) ガイドライン (ソフトウェア管理ガイドラインなど) 標準化団体 (JIS、ISO、IEEE など) 各種コード (文字コード、QR コード、ISBN コードなど)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものであり、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。この特例措置の活用したカリキュラムの実施により、地域のICTの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。